

「慶安御触書」(一六四九年)

「慶安御触書」は、慶安二年二月二六日に江戸幕府が公布した「諸国郷江被仰出」と題する触書である。以下は、明治政府の司法省が編集した、江戸幕府の法規集『徳川禁令考』からの全文引用である。ただし、原文は旧字体を使用しているが、新字体で表し、ふりがなを倉橋がつけた。

史料出所：司法省蔵版・法制史学会編・石井良助校訂

『徳川禁令考前集 第五』創文社 昭和三四年七月三〇日 一五九頁〜一六四頁。

慶安二五年二月廿六日 諸国郷村江被仰出

一 公儀御法度を怠り、地頭代官之事をおろそかに不存、そんせす 扨又名主組頭を八真の親とおもふへき事、

一 名主組頭を仕者、地頭代官之事を大切に存、ぞんじ 年貢を能済、公儀御法度を不背、そむかす 小百姓身持仕様ひやくしやうに可申渡、つかまつるまよう 扨又手前之身てまへ上不成、なげ 万不作法に候得八、もつしつけ 小百姓二公儀御用之事申付候而も、もつしつけ あなとり不用物に候間、そうらうあいだ 身持を能致し、不便不仕様に常々心掛可申事、

一 名主心持我と中悪党者成共無理成儀を申かけす、又中能者共依怙鼻肩なく、えこひい 小百姓を懇にいたし、年貢割役等之割少も無高下ろくに可申渡、もつしつけ 扨又小百姓八名主組頭之申付候事無違背念を入可申渡、もつしつけ 耕作に精を入、こしらえ 田畑之植様同拵たへに念を入、草はへさる様に可仕、つかさどるべし 草を能取、よくとり 切々作之間江鋤入仕候得八、さくのあいだ 作も能出来、よく 取実も多有之、付、田畑之堺二大豆小豆なと植、少々たりとも可仕事、

一 朝おきを致し、朝草を茹、かひ 昼八田畑耕作にかゝり、なわ 晩に八縄をない、ことゆだん たわらをあみ、なかくつかまつるべし 何にてもそれくの仕事無油断可仕事、

酒茶を買いのみ申間敷候、ちうすましくせうらう 妻子同前之事、
里方八居屋敷之廻りに竹木を植、
下葉共取、
薪を買候八ぬ様に可仕事、

万種物秋初二念を入、まき 糸り候て能種を置可申候、あしき 悪種を蒔候得八、まき 作毛悪敷候事、

正月十一日前二毎年繳のさきをかけ、
かまを打直し、
能きれ候様二可仕、
悪きくわにて八田畑おこし候に、
はかゆき候八す、
かまもきれかね候得八、
同前之事、

百姓八こへはい調置候儀専一二候間、
せつちんをひろく作り、
雨降り候時分水不入様に仕へし、
それ二付夫婦かけむかいのもの二而、
馬をも持事ならず、
こへため申候もならざるもの八、
庭之内二三尺二間程にほり候而、
其中へはきため又八道之芝草をけつり入、
水をなかし入、
作りこゑを致し、
耕作へ入可申事、

百姓八分別もなく末の考もなきもの二候故、
秋二成候得八、
米雑穀をむさと妻子

二もく八せ候、
いつも正月二月三月時分の心をもち、
食物を大切二可仕候二付、
雑穀専一候間、
麦粟稗菜大根、
其外何に而も雑穀を作り、
米を多く喰つふし候八ぬ様に可仕候、
飢饉之時を存出し候得八、
大豆の葉あつきの葉さゝけの葉いもの落葉など、
むさとすて候儀八、
もつたいなき事に候、

家主子共下人等迄、
ふだんは成程疎飯をくふへし、
但、
田畑をおこし田をうへいねを茹、
又ほねをり申時分八、
ふたんより少喰物を能仕、
たくさんにく八せつかひ可申候、
其心付あれは、
精を出すものに候事、

何とそいたし、
牛馬之能を持候様二可仕、
能牛馬ほとこへをたくふむものに候、
身上不成もの八是非不及、
先如此心かけ可申候、
并春中牛馬に飼候ものを、
秋さき支度可仕候、
又田畑江かりしき成共、
其外何こへ成とも、
能入候得八、
作にとりみ有之候事、

男八作をかせき、
女房八おはたをかせき、
夕なへを仕、
夫婦ともにかせき可申、
然八みめかたちよき女房成共、
夫の事をおるかに存、

大茶をのみ物まいり遊山すきする女房を離別すへし、乍去子供多く有之て、前廉恩をも得たる女房なら八各別なり、又みめさま悪候共、夫の所帯を大切にいたす女房を八、いかにも懇可仕事、

公儀御法度何に而も不相背、中二も行衛不知牢人、郷中二不可拘置、夜盗同類又八公儀御法度に背候徒者など、郷中江隠居、訴人有之而、公儀江召連参、御詮議中久々相詰候得八、殊外郷中の草臥候、又八名主組頭長百姓并一郷之惣百姓ににくまれ候八ぬ様に、物每正直に徒成る心持申間敷候事、

百姓八、衣類之儀、布木綿より外八帯衣裏二も仕間敷事、

少八商心も有之而、身上持上ケ候様に可仕候、其子細八、年貢之為に雑穀を売候事も、又八買候にも、商心なく候得八、人にぬかるゝものに候事、

身上成候者八格別、田畑をも多く持不申、身上なりかね候もの八、子供多く候八ゝ、人にもくれ、又奉公をもいたさせ、年中之口すきのつもりを能々考可申事、

屋敷之前の庭を奇麗二致し、南日向を受へし、是八稲麦をこき大豆をうち雑穀を拵候時、庭悪候得八土砂ましり候而、売候事も直段安く、事の外しつゝいに成候事、

作の巧者成人に聞、其田畑の相応したるたねをまき候様に、毎年心かけ可申事、付り、しつきみ二作り候て能き物有之、しつきみを嫌候作も有、作に念入候得八、下田も上田の作毛二成候事、

所に八よるへく候得共、麦田二可成所を八、少成共見立可申候、以来八れんく、麦田に成候得八、百姓之ため大き成徳分に候、一郷麦田を仕立候得八、隣郷も其心付有之物に候事、春秋灸をいたし、煩候八ぬ様二常二心掛へし、何程作二精を入度と存候而も、煩候得八其年之作をはつし、身上つふし申もの二候間、其心得専一なり、女房子供も同前之事、

たは粉のみ申間敷候、是八食にも不成、結句

以来煩二成もの二候、其上隙もかけ代物も入り、火の用心も悪候、万事に損成もの二候事、

年貢出し候儀、反別二かけて八一反二付何ほど、高にかけて八一石に何程割付、差紙地頭代官よりも出し候、左候得八、かうさくに入精を、能作り取、実多く在之八、其身の徳に候、悪候得八人不知身上のひけに候事、

御年貢皆済之砌、米五升六升一斗二つまり、何共可仕様無之時、郷中をかりあるき候得共、皆済時分互二米無之由、かさゝる二よつて、米五升一斗二子共又八牛馬もうられず、農道具着物なとらむとおもへ八、金子一分二而仕立候を五六升にうるも、にかく敷事に候、又売物不申ものは、高利にて米を借り候八、弥しつゝい成る事に候、地頭代官より割付出候而、其積りを仕、不足に付て八、まへかとかり候て可済、前廉八借物の利足もやすく、うる物もおもふまゝ成へし、尤可納米をもはやく納へし、手前に置候ほど、鼠も喰盗人火事其外万事に付大き成損二て候、物を八能干候て、米にするへし、なまひなれはくだけ候候て、米立候、能々心得可有事、

身持を悪敷いたし、其外之年貢不足二付、たとへ八米を二俵ほどかり、年貢二出し、其利分年々積り候得八、五年二本利之米拾五俵二成ル、其時八身体をつふし、妻子をうり、我身をもうり、子孫共に永くくるしむ事に候、此儀を能々かんかへ、身持を可仕様、まいかと米二俵之時分八、少之様二存候得共、年々之利分積り候得八、如斬候、扱又何とそいたし、米を二俵ほともとめ出し、候得八、右之利分く八へ、拾年目二米百十七俵持候て、百姓之ため二其うとく成事無之哉、

山方八山のかせき、浦方八浦々のかせき、それく心に心を付、毎日無油断身をおしまずかせき可申候、雨風又八煩、隙入候事も可有之間、かせきにてもうけ候物をむさと遣候八ぬ様に可仕事、

山方浦方に八人居も多、不慮成ルかせきも在

之、山方に而八新材木を出し、からるいを
売出し、浦方に而八塩を焼き、魚を取、商
売仕二付、いつもかせき八可有之と存、以
来之分別もなく、儲候物をも当座にむさと
つかひ候故、きゝんの事なと八、里方之百
姓より一人迷惑仕、餓死するものも多有
之と相聞候間、飢饉之年之苦勞常々不可忘
事、

一 独身之百姓、隙入候而又煩、田畑仕付廉兼候
時八、五人組惣百姓助合、作あらし候八ぬ様
に可仕候、次に独身之百姓田をかき苗を取、
明日八田を可植と存候処を、地頭代官所又は
公儀之御役にさゝれ、五日も三日も過候得八、
取置候苗も悪敷成、其外之苗も節立植時過候
故、其年之作毛悪敷故、実もすくなく、百姓
たをれ候、田植時はかり二不限、畑作二もそ
れ〳〵の植時時時の旬のひ候得八、作も悪敷
候、名主組頭此考を仕、独身百姓右申すこと
く役にさゝれ候時は、下人共抔よき百姓二さ
しかへ、独身の百姓を介抱可申事、

一 夫婦かけむかひの百姓にて身上も不成、郷中
友百姓に日ころいやしめられ候ても、身上を
持、上米金をたくさんに持候得八、名主おと
な百姓をはしめ、言葉二ても能あいらい、
末座に居候者をも上座へなをし、馳走仕るも
の二候、又前かと身上能百姓もふへん仕す、
親子親類名主組頭迄も言葉を不掛、いやしむ
る者二候間、成程身持を能可仕事、

一 一村之内にて耕作二入精を、身持よく致し、
身上好もの一人あれ八、其まねを仕、郷中
ものみなよくかせくものに候、一郡之内二左
様なる在所一村有之八、一郡皆身持をかせき
候、左候得八一国之民皆豊に成、其後八隣国
迄も其ひゝきあり、地頭は替もの、百姓八末
代其所之名田を便とするものに候間、能く身
持を致し、身上能成候者、百姓之多きなる徳
分にては無之哉、切又一郷二徒なる無法もの
一人あれ八、郷中皆其氣にうつり、百姓中ケ
間の言事不絶、公儀之御法度なと背き候得八、
其者を奉行所へ召連参、上下之造作番等以下

之苦勞、一郷之費大き成事、物毎出来候は
ぬ様二、みな〳〵よく入念、此趣八名主た
るもの心二有之、能々小百姓二おしへ申へ
し、

附、隣郷之者共中能、他領之者公事抔仕

問敷事、

一 親に能々孝行之心深くあるへし、おや二孝行
之第一八其身無病にて煩候八ぬ様二、
切又大酒を買のみ、喧嘩すき不仕様に身持
を能いたし、兄弟中よく、兄八弟をあわれみ、
弟八兄に随ひ、たかいにむつまじけれ八、親
殊之外悦もの二候、此趣を守り候得八、仏
神之御恵もありて、道二も叶、作も能出来、
とりみも多有之もの二候、何程親に孝行
の心有之も、手前ふへん二而八成かたく候
間、なる程身持を能可仕候、身上不成候得八、
ひんくの煩も出来、心もひかみ、又八盗を
も仕、公儀御法度をも背、しばりからめ
られ、箠二人、又八死罪はり付なと二かゝり
候時八、親之身二成て八、何程悲しく可有之
候、其上妻子兄弟一門之もの二もなけきをか
け、恥をさらし候間、能々身持を致し、ふ
へん不仕様二、毎日毎夜心掛申へき事、
右之如く二物每人念、身持をかせき申へく候、
身持好成、米金雜穀をも持候八、家をもよ
く作り、衣類食物以下二付、心之仄なるへし、
米金雜穀を沢山二持候とて、無理二地頭代官
よりも取事なく、天下泰平之御代なれば、脇
よりおさへとる者も無之、然八子孫迄うとく
に暮し、無間きゝん之時も妻子下人等をも心
安くはこくみ候、年貢さへすまし候得八、百
姓程心易きもの八無之、よく〳〵此趣を心か
け、子々孫々迄申伝へ、能々身持をかせき
可申もの也、

慶安二年丑二月廿六日

引書教令類纂

條令拾遺